



平成26年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成27年1月9日
法人名	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
担当 (連絡先)	(電話:0857-24-3180) (FAX:0857-24-3215) (メール johno@tottoricity-syakyo.or.jp)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>II-2 資産管理の状況</p> <p>法人登記の資産総額の変更登記が平成26年6月13日の登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。</p>	<p>平成26年度決算における理事会並びに評議員会の承認後、速やかに資産総額の変更登記を行う。</p>	平成27年5月31日
<p>III-3 会計管理の状況</p> <p>障害者福祉サービス等の利用料や社協会費及び寄附金等の現金収入の記帳が入金日となっていない日付で記載されている。現金出納帳管理を適正にすること。</p> <p>さらに経理規程第20条の規定に基づき、収入を1日以内に金融機関へ入金されていない。経理規定に従って入金を行うか、実態にあわせた経理規程に変更すること。</p>	<p>新会計基準に基づく経理規程を策定し、現金管理を適正に行う。</p>	平成27年4月1日
<p>III-3 会計管理の状況</p> <p>総勘定元帳において、収益事業の訪問介護と居宅介護支援事業について、普通預金残高がマイナスとなっており、年度内に精算されていない。経理区分間借入金及び経理区分間貸付金として適切に処理すること。</p>	<p>平成26年度決算において、経理区分間借入金及び経理区分間貸付金処理を行い適正に処理する。</p>	平成27年3月31日